

平成 25 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ソフトウェア・サービス  
代表者名 代表取締役社長 宮崎 勝  
(コード 3733 JASDAQ)  
問合せ先 取締役経営管理部長 伊藤 純一郎  
(TEL. 06-6350-7222)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 24 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 24 日開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社の意思決定を円滑に行うため、現行定款第 16 条（決議の方法）につきまして、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医療情報システムの開発・販売・指導・保守 【新設】 2. 前号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医療情報システムの開発・販売・指導・保守 <u>2. データセンターの運営管理業務</u> <u>3. 電気通信工事業</u> <u>4. 不動産の賃貸及び管理</u> <u>5. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u> <u>6. 有料職業紹介事業</u> <u>7. 前各号に付帯する一切の業務</u>
第 3 条～第 15 条【条文省略】 (決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款	第 3 条～第 15 条【現行どおり】 (決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款

<p>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>【新設】</p>	<p>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②<u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

平成26年1月24日  
平成26年1月24日

以 上